

令和 6 年度第 19 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 7 年 1 月 7 日

担当部・課：建設部建築指導課〔内線 5676〕

① 件 名	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する事務手続き等の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】</p> <p>令和 4 年 6 月に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」により、令和 7 年 4 月以降に着工する原則全ての建築物について建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられ、当該事務手続きに変更が生じた。</p> <p>【目的】</p> <p>改正法に基づき、石巻市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（以下「施行細則」という。）の見直しを行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号） 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年省令第 5 号） 石巻市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成 28 年規則例第 27 号） 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	令和 4 年 6 月 改正法の公布（施行予定年月日：令和 7 年 4 月 1 日）
⑤ 主な内容	<p>(1) 事務手続きの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行法に定められている届出制度及び認定表示制度が廃止になることから、当該制度に係る施行細則の条文及び様式を廃止する。 届出制度：一定規模以上の住宅等について、省エネ基準に係る届出が必要な制度 認定表示制度：既存建築物が省エネ基準を満たしていることを認定する制度 ・軽微な変更の手続きに伴う様式である軽微変更該当証明書を定める。（別紙参照） <p>(2) その他</p> <p>施行細則の改正に併せて文言等の整理を行う。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】</p> <p>改正法に基づいた施行細則の運用、事務手続きが可能となる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	宮城県、仙台市、大崎市 今年度内に細則の改正予定（令和 7 年 4 月 1 日に施行）
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	令和 7 年 4 月 1 日 改正施行細則施行
⑨ その他	